

吉川市告示第 5 号

吉川市生活困窮者子どもの学習支援事業業務について、公募型プロポーザル方式により委託事業者を公募するので、次のとおり公告する。

令和3年1月12日

吉川市長 中原恵人



1 業務名

吉川市生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託

2 業務概要

貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯及び生活困窮者世帯に属する子ども、保護者その他進学を希望する者に対し、学習支援、家庭支援等を実施し、子どもが自ら困難を解決できる力を身に付けられるよう支援を行う。業務内容の詳細については、別紙仕様書のとおり。

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次のすべての要件に該当する者とする。なお、参加資格を満たしていない場合は、参加申込受付の段階で失格となる。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 吉川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成11年吉川市告示第1号）に基づく競争入札参加資格を有する者若しくは事業開始日までに競争入札参加資格を有する見込みのある者であること。

- (5) 吉川市建設工事等の契約に係る指名停止などの措置要綱（昭和63年吉川町告示第25号）の規定に基づく指名停止措置又は吉川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成19年吉川市告示第59号）の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (6) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人の場合は法人税、個人事業者の場合は所得税）について未納がない者であること。
- (7) 申請日直前1年分の地方税（法人の場合は直前の1事業年度分の法人市民税、個人事業者の場合は令和元年度の個人市民税。ただし、吉川市に営業所を有する場合等に限る。）について未納がない者であること。
- (8) 個人情報取扱いについて適切な保護措置を講じていること。

5 本プロポーザルに関する事務担当部署

吉川市子ども福祉部地域福祉課 保護係 吉野、佐藤
 〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
 TEL 048-982-9602（直通）
 FAX 048-981-5392

6 関係書類の交付及び手続

(1) 交付方法

吉川市公式ホームページからダウンロード。
 ※吉川市役所1階 地域福祉課窓口でも配布。

交付書類一覧
吉川市生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託企画提案選考審査会実施要領
吉川市生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託仕様書
選考審査会参加申込書（様式1）
選考審査会質問書（様式2）
企画提案書（様式3）

(2) 交付期間

令和3年1月12日（火）から令和3年1月22日（金）まで

(3) 手続

「吉川市生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託企画提案選考審査会実施要領」のとおり。

7 スケジュール

「吉川市生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託企画提案選考審査会実施要領」のとおり。